

TOPICS

風しん抗体検査および定期予防接種 (風しん第5期)のお知らせ

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性を対象として、風しんの抗体検査および風しんの第5期の定期接種を実施することとなりました。

風しんの抗体検査を受け、その結果、免疫が十分でない場合は予防接種を受けてください。

▼対象 市内在住の昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

※令和元年度は、昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性にクーポン券を送付します。クーポン券が送付されなくても上記の対象であれば、クーポン券を発行しますので、市役所健康推進課までお問い合わせください。

※市外へ転出された場合は弥富市のクーポン券は使用できません。

▼実施期間 令和4年3月31日までの3年間

※今年度送付されたクーポン券の期限は令和2年3月31日までです。期限内にご利用ください。

▼費用 無料(抗体検査、予防接種)

市が発行する「クーポン券」が必要です。

▼予防接種 抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体がないことが判明した方が対象になります。

医療機関へ直接、お申し込みください。クーポン券、本人確認書類、抗体検査結果通知が必要です。

▼抗体検査 本事業に参加している全国の医療機関などで受けることができます。市内の医療機関の一覧は、市のホームページでご確認ください。

受検場所	申込先	申込方法
医療機関	医療機関	電話・窓口
弥富市国民健康保険加入者の特定健康診査(※1) 弥富市がん検診など(※2) 前立腺がん検診 肝炎ウイルス検診 胃がんリスク検診(集団検診のみ)	集団検診 市役所健康推進課	集団検診の申込時に申し込んでください。
	個別検診 医療機関	電話・窓口
勤務先の健診	勤務先	各勤務先にお問い合わせください。

※1 総合がん検診と同時に受ける特定健康診査時には、受けることができません。
※2 前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、胃がんリスク検診の対象および検診の申込方法などについては、各戸配布の「2019年度健康増進事業のご案内」、市ホームページをご覧ください。

★詳細は市ホームページ、厚生労働省ホームページを参照ください。

TOPICS

糖尿病予防講座 ～いまならまだ間に合います～



糖尿病は初期症状がほとんどなく、放っておくとさまざまな合併症を引き起こしかねません。そうならないためにも、この機会に糖尿病について一緒に学びませんか？

▼対象 市内在住の糖尿病に関心のある69歳までの方

▼申込期間 7月16日(火)～31日(水)

▼申込方法 電話または市役所健康推進課(保健センター)へ申し込みください。

▼定員 各20名 ※定員になり次第募集を締め切ります。

※昨年度受講していない方で、全4回出席できる方を優先させていただきます。

1回での参加をご希望の方は、ご相談ください。

※空腹時血糖やヘモグロビンA1cの検査結果(平成30年度受診分)がある方は当日お持ちください。



	内容	とき	ところ
第1回	最新の糖尿病予防とは？ ～簡易血糖検査で自分を知らう～ 【講師】愛知県厚生農業協同組合連合会 海南病院 糖尿病・内分泌内科代表部医師 山守 越子先生	8月29日(木) 受付 午後1時40分～ 開始 午後2時～※午後4時頃終了予定	保健センター (図書館棟)
第2回	糖尿病を予防する食事のコツ 【講師】津島保健所 管理栄養士 山本 友舞先生	9月4日(水) 受付 午後1時40分～ 開始 午後2時40分～※午後3時30分頃終了予定	
第3回	今日からできるエクササイズ 【講師】健康運動指導士 木村 照代先生	9月12日(木) 受付 午前9時30分～ 開始 午前10時～※正午頃終了予定	
第4回	オーラルケアのお話・座談会 【講師】市役所健康推進課 保健師 歯科衛生士	9月26日(木) 受付 午前9時30分～ 開始 午前10時～※正午頃終了予定	

問・申 市役所健康推進課(内線412・413)

TOPICS

国民年金からのお知らせ

令和元年度申請免除の受け付けが始まります

失業や所得の減少などにより保険料の納付が経済的に難しい場合、未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。

※学生の方は学生納付特例制度をご利用ください。

保険料免除制度

●所得が少なく、本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の全額または一部が免除されます。

保険料納付猶予制度

●20歳～50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付を後払いにできる制度です。
●平成28年6月分までは30歳未満の方が対象です。

■免除となる所得の目安(申請する年度の前年所得で審査されます。)

扶養人数	・全額免除 ・納付猶予	一部納付		
		1/4納付	半額納付	3/4納付
扶養なし	57万円	93万円	141万円	189万円
1人扶養(ご夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
3人扶養(ご夫婦、お子さん2人)	162万円	230万円	282万円	335万円

※「1人扶養」、「3人扶養」は、夫か妻のいずれかのみ所得のある世帯の場合です。「3人扶養」の子はいずれも16歳未満の場合の目安です。

※上記の所得の目安は、世帯の状況や各種控除などにより異なります。

※所得の確認ができなかった場合(未申告など)には、申請書を返却する場合があります。

■免除となる申請期間《7月分から翌年6月分まで》

前年所得を審査する必要性から、申請は毎年必要です。

(継続審査希望のある方で、全額免除または納付猶予の承認を受けた方は、申請手続き不要です。)

※過去の期間については、申請日より、原則2年1か月前までさかのぼって申請できます。

■申請手続

▼受付期間 7月1日(月)～

▼申請窓口 市役所保険年金課・十四山支所地域福祉グループ

▼持ち物 年金手帳・印鑑・前年所得を証明する書類(未申告の方)・雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票(失業などを理由とするとき)

■保険料は追納できます

国民年金保険料の免除または納付猶予を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

承認された期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。

ただし、納める保険料は3年度目以降、加算額が上乘せされます。

老齢基礎年金の減額を防ぐためにも、なるべく早めに追納するように心がけ、満額の年金に近づけましょう。

※一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。

追納は申し込みが必要ですので、詳しくは下記へご連絡ください。

☎中村年金事務所 国民年金課

☎(052)453-7200 自動音声案内「2」番を押した後、もう一度「2」番を押してください。